

大口町告示第47号

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱（平成22年大口町告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療法人医仁会さくら病院」を「医療法人医仁会さくら総合病院」に改める。

第4条を次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に掲げる経費のうち、予算の範囲内において町長が定める額とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。